

空き店舗リノベーション事業

空き店舗の所有者が、店舗の設備の老朽化、規模等のミスマッチなどの理由から借り手のつかない状態にある店舗を改装、もしくは複数店舗に分割するために要する経費の一部を補助します。

1 申込受付期間

令和4(2022)年11月10日(木)～令和4(2022)年12月9日(金) [17時必着]
※土曜日、日曜日及び祝日を除く。
※申込者多数の場合、選定を行うこととなります。

2 補助対象となる空き店舗

次の(1)～(7)すべての要件を満たす空き店舗が補助対象となります。

(1) 飯塚市商店街連合会に属する商店街エリア

飯塚市商店街連合会5商店街(本町・東町・吉原町・昭和通り・しんいづか)に加入できる建物の1階エリア

(2) 申込受付時点において、賃貸物件、ないしは空き店舗として1年以上が経過している物件であること

(3) 商業施設等のテナント型店舗でないこと

(4) 未登記の建物でないこと

(5) 住宅併設型物件は不可(ただし、階層で居住区及び、店舗部分が明確に分かれている場合は可)

(6) 補助対象者所有の建物であること(補助対象者が建物の所有者より委任状にて、本補助金の申請を受けている場合においては、補助対象者の所有のものとして取り扱うものとする。)

(7) 建物の共有名義者がいる場合は、全員の同意が得られていること

3 補助対象者

飯塚市商店街連合会に属するエリアにて、空き店舗を所有する方、若しくは所有者と賃貸借契約を結ぶ中小企業、又は空き店舗の管理会社で所有者から委任を受けた者。(共有名義の場合、共有名義者全員の同意が必要)

※ただし、所有者以外の申請の場合においては、賃貸借契約書の写し、または管理委託に伴う契約書の写しが必要となります。

次に該当する場合は、補助対象となりません。

○市税の滞納がある場合(新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者は除く。)

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項から同条第 10 項の対象となる営業を行う場合
- 政治活動又は宗教活動を行う場合
- 令和 4 年度空き店舗対策リノベーション支援事業補助金交付要綱第 4 条に該当する場合
- 既存設置物の処分費が、処分費以外の対象経費の合計を上回る場合。

4 補助対象経費

(1) 令和 5 年 3 月 17 日（金）までに改装工事及び支払が完了する次の①～⑤の経費が補助対象となります。

①既存店舗を複数店舗に分割するための改装費（壁、天井、床、ドア、窓部分の工事、給排水工事、電気工事、ガス工事に限る。）

②既存店舗を誘致目的業種に対応するための改装費

③上記①、②に伴う火災報知器や誘導灯など建築基準法、消防法に基づく設備

④上記①、②に伴う既存設置物の処分費（上限 30 万円）

ただし、処分費のみをもって本補助金の申請は行えないものとし、処分費以外の対象経費の合計が、処分費を上回ること

⑤上記①、②に伴う設計費

(2) 上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

①設備（建築基準法、消防法に基づく設備を除く）、備品、消耗品の購入・設置に係る費用

②交付決定前に契約または着工している改装費

③建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費

④消費税及び地方消費税

⑤国、県その他の団体の補助又は飯塚市の他の補助制度において補助を受けている場合、の同一補助対象経費

5 補助率・補助限度額

総補助対象経費の 2/3（補助限度額 200 万円）

※補助限度額を超える部分は、申込者の負担となります。

※リノベーションに伴う物品の処分費については最大 30 万円まで認められます。

※ただし、処分費のみをもって本補助金の申込は行えないものとし、処分費以外の補助対象経費の合計が、処分費を上回ることが条件となります。

6 交付の条件

(1)遅くとも交付確定の日から 30 日以内に入居者の募集を開始すること。

(2)交付確定の日から 1 年未満で入居者の募集を中止しないこと（入居者が決定した場合は

この限りではない。)。

(3)事前の連絡なく、申請内容等の変更を行わないこと。

※交付の条件に違反した場合は、補助金の返還義務が生じます。